配当公告

岡山市南区新保八八九番地の三
破産者　津田サッシ鋼業株式会社
右の者に対する岡山地方裁判所平成二十九年(フ)第六十九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一〇五、九四一、〇〇七円
一、配当することのできる金額
金二三、一九三、四三九円
平成二十九年十月二十五日
岡山市北区南方一丁目二番二四号　安田寛
法律事務所
破産管財人　安田　寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県双葉郡大熊町大字夫沢字大一三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　奥山　征一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年十月二十五日
福島県いわき市平北白土字宮前七一番地の七
相続財産管理人　司法書士　大和田　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市大場一三〇二番地、最後の住所埼玉県春日部市大場一二九〇番地一七
被相続人　亡　山崎　清
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年十月二十五日
事務所埼玉県八潮市大瀬一―一〇―一二大山ビル三〇二　八潮総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金内　隆政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県愛甲郡愛川町中津四六四八番地四、最後の住所神奈川県愛甲郡愛川町中津四六四八番地の四グエル本厚木壱番館三〇二
被相続人　亡　大谷　明広
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年十月二十五日
神奈川県厚木市中町三丁目一五番二号K・スクエアビル二〇二号室三竹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白鳥　佑記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市坂本町三丁目一七番地四八、最後の住所神奈川県横須賀市坂本町三丁目一七番地四八　被相続人　亡　菱沼　定之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年十月二十五日
神奈川県横須賀市日の出町一丁目八番地
大和土地建物第三ビル四〇一Ａ弁護士法人
湘南よこすか法律事務所横須賀主事務所
相続財産管理人　弁護士　大友　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市坂本町三丁目一七番地四八、最後の住所神奈川県横須賀市坂本町三丁目一七番地四八　被相続人　亡　菱沼　純
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年十月二十五日
神奈川県横須賀市日の出町一丁目八番地
大和土地建物第三ビル四〇一Ａ弁護士法人
湘南よこすか法律事務所横須賀主事務所
相続財産管理人　弁護士　大友　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市坂本町三丁目一七番地四八、最後の住所神奈川県横須賀市坂本町三丁目一七番地四八　被相続人　亡　菱沼　定之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年十月二十五日
神奈川県横須賀市日の出町一丁目八番地
大和土地建物第三ビル四〇一Ａ弁護士法人
湘南よこすか法律事務所横須賀主事務所
相続財産管理人　弁護士　大友　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市東野町九丁目九番地七、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　井上　正夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年十月二十五日
愛知県名古屋市中区錦三丁目一番三〇号錦マルエムビル三階Ｄ号室奏法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉野　令子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市黒瀬町四六八番地、最後の住所三重県度会郡玉城町宮古二三二九番地四宮古ヒルズ　被相続人　亡　阪本　道子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年十月二十五日
三重県津市八町二―七―一五　八町綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中須賀友亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区中津二丁目七番、最後の住所大阪市北区本庄西二丁目六番一五号藤ミレニアム　被相続人　亡　有田　君子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年十月二十五日
大阪市北区西天満六丁目一番一二号瑞穂ビル六階　相続財産管理人　井上　計雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市南区彦崎三七八番地、最後の住所岡山県赤磐市山陽七丁目二番六―三〇五号　被相続人　亡　溝手　好男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年十月二十五日
事務所岡山市北区南方一丁目八番一四号
相続財産管理人　弁護士　井筒　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡府中町大須一丁目七番、最後の住所広島市安佐南区長束一丁目二三番一〇―二〇六号　被相続人　亡　竹友　浩二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年十月二十五日
事務所広島市中区白島中町一七番三号
相続財産管理人　弁護士　大澤　久志

第22期決算公告

平成29年10月25日　東京都文京区湯島3丁目31番3号
株式会社ジェイメック
代表取締役社長　西村　浩之

貸借対照表の要旨
（平成29年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,892,836	流動負債	1,084,329
固定資産	407,712	固定負債	649,130
繰延資産	8,869	株主資本	574,772
		資本金	300,000
		資本剰余金	429,245
		利益剰余金	1,242,267
		利益準備金	35,415
		その他利益剰余金	1,206,852
		（うち当期純損失）	(19,814)
		自己株式	△1,396,740
		評価・換算差額等	1,187
資産合計	2,309,418	負債・純資産合計	2,309,418

第39期決算公告

平成29年10月25日　秩父市寺尾2804番地
アルバック成膜株式会社
代表取締役　五野上好則

貸借対照表の要旨（平成29年6月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,024	流動負債	3,705
固定資産	5,117	固定負債	820
有形固定資産	3,659	負債合計	4,525
無形固定資産	7	株主資本	5,596
投資その他の資産	1,451	資本金	100
		資本剰余金	202
		利益剰余金	5,294
		利益準備金	55
		その他利益剰余金	5,239
		（うち当期純利益）	(836)
		評価・換算差額等	21
		純資産合計	5,617
資産合計	10,141	負債・純資産合計	10,141